

第1回茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会 会議録

議題	<p>1 特別職の報酬等の状況について</p> <p>2 その他</p>
日時	令和5年10月31日（火）13時35分から14時55分まで
場所	市役所本庁舎5階研修室
出席者氏名	<p>石田委員、岡本委員、木村委員、坂蒔委員、鈴木委員、細田委員、 松井委員、水島委員、山本委員</p> <p>（欠席者）田中委員</p> <p>（事務局）</p> <p>青柳理事兼経営総務部長 職員課 島津課長、橋村主幹、川口課長補佐、関根主査、和田副主 査、武田主事 岩澤副院長兼病院事務局長 病院総務課 根岸課長、山上課長補佐 病院経営企画課 小川課長、古賀課長補佐 白鳥教育総務部長 教育総務課 関課長、井上課長補佐 議会事務局 高木次長 橋本次長補佐</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名
非公開の理由	

(会議の概要)

○事務局（島津職員課長）

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日はご多忙のところ、茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに本日の会議の出席状況ですが、田中委員から欠席のご連絡を頂戴しており、委員10名中9名のご出席をいただいております。つきましては茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会規則第5条第2項の規定を充足しており、会議が成立していることを報告させていただきます。皆様方におかれましては、円滑な会議の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、茅ヶ崎市特別職員報酬等審議会規則第5条第1項の規定により、本審議会の会議は会長が議長となることから、水島会長に進行を交代させていただきたいと思っております。会長よろしくお願いたします。

○水島会長

会長の水島でございます。この審議会では、これまで市長、副市長、教育長、病院事業管理者の給料、市議会議員の議員報酬について審議をしております。先ほど市長からもお話がございましたように、特別職等の給料額について、市長より諮問書の提出がございました。今回は、諮問に対する答申をするための審議ということになります。

完全に収束したわけではございませんが、コロナ前の状況に少しずつ戻り、社会情勢も大きく変わる中で、特別職の給料をどのようにとらえていくのか、皆様のご協力をいただき、精一杯務めさせていただきますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。これより着座にて進行させていただきますので、お許しをいただきたいと思います。

それでは審議に入ります前に、今回初めての委員もいらっしゃいますし、事務局には、職員課、教育委員会、市立病院、議会事務局の職員も来ております。まずは、委員の皆様にご自己紹介をいただければと思います。石田委員から時計回りの順でお願いをしたいと思います。

○石田委員

石田でございます。文教大学の経営学部にて勤めております。以前、経営学部は湘南キャンパスとあって茅ヶ崎市にありました。今も湘南キャンパスがございますが、私の所属する経営学部は東京の足立区に移転しまして、今はそちらに勤務しております。住まいは藤沢市で、2年前から藤沢市の監査委員を非常勤で務めておりまして、今3年目です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡本委員

さがみ農協茅ヶ崎地区運営委員会の委員長を務めています、岡本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○木村委員

公益社団法人茅ヶ崎青年会議所、2023年度の理事長をしております、木村光太朗と申します。本業は共恵で司法書士をしております。今日はよろしくお願ひいたします。

○坂蒔委員

公募委員の坂蒔昇と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木委員

同じく公募委員の鈴木慎一と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○細田委員

皆様こんにちは。まちぢから協議会の細田と申します。よろしくお願ひいたします。

○松井委員

湘南地域連合で事務局次長を仰せつかっております、松井と申します。出身単組は東海カーボン湘南工場です。本日はよろしくお願ひします。

○山本委員

東京地方税理士会藤沢支部の副支部長をしております、山本と申します。事務所は茅ヶ崎の香川で、父の代から税理士をさせていただいておりまして、市のこのような会議に少しでもお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（青柳理事兼経営総務部長）

経営総務部長の青柳でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（島津職員課長）

経営総務部職員課長の島津でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（白鳥教育総務部長）

教育総務部長の白鳥でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（関教育総務課長）

教育総務課長の関でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（岩澤市立病院事務局長）

市立病院事務局長の岩澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（根岸病院総務課長）

病院総務課長の根岸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（小川病院経営企画課長）

病院経営企画課長の小川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高木議会事務局次長）

議会事務局次長の高木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水島会長

それでは早速でございますけれども、議題に入らせていただきたいと存じます。

議題1の特別職等の報酬等の状況について、事務局から説明があればお願ひいたします。

○事務局（職員課 橋村主幹）

職員課の橋村と申します。説明につきましては、私の方からさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、事前にお配りさせていただきました資料の順番にご説明をさせていただきます。特別職の報酬等の状況について、横浜市、川崎市、相模原市を除く、県内の各市及び関東近郊の人口規模が同規模の類似団体、各市に対して調査を行い、その結果をまとめたものが、資料1-1から資料5となっております。

まず資料1-1をご覧ください。県内各市の市長等の給料額一覧でございます。

表の中にある順位につきましては、給料額が高い順番としておりまして、最も金額が高い団体が1番目ということになります。また、表の一番右側には、市長の給料について、直近の改定日、改定前との比較、引き上げたのか引き下げたのかを記載しており、茅ヶ崎市につきましては、直近の改定は平成20年10月1日に引き下げの改定をしております。一番左の市長の項目をご覧ください。茅ヶ崎市の市長の給料額に関しましては、現行93

万円、県内16市の中で、10番目。副市長は76万3000円で、9番目。病院事業管理者は91万円で4番目。教育長は69万2000円で、8番目。このような結果でございました。また、同じ表の一番下の列に平均の欄がございます。この平均額と茅ヶ崎市を比較しますと、いずれも茅ヶ崎市は平均を下回っているような状況でございます。なお、給料額が、市長、副市長、教育長でいずれも最も高いのは藤沢市、最も低いのは南足柄市となっております。

続きまして資料1-2をご覧ください。市長、副市長、教育長の給料につきまして、関東近郊で茅ヶ崎市と同じ人口20万規模の類似団体14市との比較となっております。一番上の、茅ヶ崎市の欄を見ていただきますと、市長につきましては14市中12番目、副市長は13番目、教育長は12番目となっており、類似団体の中では本市は低い水準となっております。

続きまして資料2-1をご覧ください。こちらは、県内各市の市議会議員の報酬額一覧でございます。市長等と同じく、人口規模の大きな市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、厚木市といった市が上位となっており、茅ヶ崎市は、議長、副議長が16団体中7番目、議員が6番目という結果でございました。

続きまして資料2-2をご覧ください。類似団体との議員報酬の比較となります。茅ヶ崎市は、議長が14市中7番目、副議長が10番目、議員が9番目となっております。

続きまして資料3-1をご覧ください。これまでの、本市における市長等の給料月額の変遷で、平成27年4月に教育長を、令和5年4月より病院事業管理者を特別職としておりますが、改定自体は平成20年10月の引き下げが最後となっており、15年間、据え置いているような状況でございます。

続きまして資料3-2をご覧ください。こちらは議員報酬の変遷となります。議員報酬にあつては、平成10年7月の引き上げが最後となっており、25年以上据え置いている状況でございます。

続きまして資料4をご覧ください。こちらは、期末手当等を含めた市長の給与等について、他市と比較した順位、市税総額に対する割合や順位、市民1人当たりの額や順位を一覧にしたものとなっております。表の右側に市長、副市長、教育長の合計の年間給与額、5,631万円と記載しており、それが市税総額に対して、どれくらい占めるのかという割

合及び順位という項目がございます。手当等を含めた市長の給与額は1,651万円となっており、16市中14番目で、茅ヶ崎市より低いのは三浦市と南足柄市のみとなっております。また、市税総額に対する市長等の給与の割合に関する順位は、16市中12番目であり、その右どなりの市民1人当たりの特別職の額及び順位につきましては、茅ヶ崎市は228.3円で、16市中14番目となっております。資料の一番右側には、議員報酬が市税総額に占める割合と順位、市民1人当たりの額と順位を記載しており、それぞれ16市中12番目、13番目となっております。県内でも低い水準となっております。また、この資料4の下段につきましては、類似団体14市との比較となります。類似団体との比較となりますと、手当等を含めた市長の給与額は14市中12番目で、茅ヶ崎市は、市税総額に対する市長等の給与の順位は7番目、市民1人当たりの額では9番目となっております。また、議員報酬の市税総額に対する割合及び順位は、14市中10番目。市民1人当たりの額及び順位は898.3円で14市中11番目となっております。なお、こちらの資料4につきましては、留意点が1点ございまして、表の一番左に副市長の人数の欄がございますので、ご覧いただければと思います。県内の市もしくは関東近郊の類似団体におきましても、副市長の人数につきましては、1人の団体と2人の団体と、副市長の人数に違いがあり、その分、年間給与額の合計が1人のところは少なくなっております。

続きまして資料5、県内及び近隣都県類似団体の病院事業管理者の年収一覧等をご覧ください。病院事業管理者を置く県内各市との比較では、給料月額、年間の給与額ともに、5市中4番目。県外の類似団体の比較でも、9団体中、給料月額で5番目、年間給与額で8番目であり、県内及び類似団体と比較し、少し低いような水準となっております。

続きまして資料6をご覧ください。一般職の給与改定状況と、特別職給与等の改定状況についてまとめたものとなっております。この資料は、前回の特別職の改定時期である平成20年度を、100とした場合の推移について示したものであり、市では人事院勧告の内容を踏まえまして、一般職の給与につきましては随時改定をしており、下段ではその推移をグラフ化しております。平成20年以降、減少傾向であったものが、平成27年に上昇に転じ、令和5年の人事院勧告を踏まえまして、平成20年当時の水準を超える見込みとなっております。

続きまして資料7をご覧ください。近年の消費者物価指数の推移となります。令和2年度を100とした時の消費者物価の推移をあらわしており、直近の令和4年度で令和2年度と比較しプラス2.3ポイント、前回の改定時期の平成20年度との比較ではプラス5.5ポイントとなっております。

続きまして、資料8をご覧ください。本市の経常収支比率の推移となります。地方公共団体の財政構造の弾力性や柔軟性を判断するための指標である経常収支比率については、平成26年度から令和元年度まで高い水準が続いておりましたが、令和2年度以降、経常経費縮減の取り組みの結果、令和4年度は96.3%となるなど減少傾向となっております。

続きまして、参考資料1から4についてご説明いたします。特別職の手当等につきましては、当審議会の所掌外となっておりますが、手当等を含めた状況について参考資料としてまとめたものとなっております。

参考資料1は、市長、副市長等の給与額について、例月の給料月額、期末手当、地域手当に分けた資料となります。なお、特別職の給与につきましては、市長公約等の政策判断等により、暫定的に給与削減が行われる場合があります。こちらの資料につきましては、こうした減額を反映したものとなっております。逗子市、伊勢原市については減額された金額となっております。

続きまして、参考資料2、県内各市及び類似団体の特別職の退職手当をご覧ください。市長、副市長、教育長の退職手当の金額や支給率等をまとめたものとなっております。退職手当に関しましては、茅ヶ崎市と県内各市との比較において、表の一番上に茅ヶ崎市がございまして、中央やや右寄りに13という数字がございしますが、市長は16市中13番目、副市長は10番目、教育長は10番目となっております。また、下段の類似団体との比較では、市長は13番目、副市長は14番目、教育長は13番目と、いずれの比較におきましても、茅ヶ崎市は支給率が低く、結果、支給金額も低い水準となっております。

続きまして、参考資料3をご覧ください。議員の令和5年度年間収入額への見込みの状況でございます。報酬額、年額ともに、県内16市中6番目となっております。

続きまして、参考資料4をご覧ください。こちらにつきましては、県内各市及び類似団体の議員の政務活動費一覧となっております。1人当たりの年額については、三浦市は支給がございませんので、支給のある県内15市では、茅ヶ崎市は7番目、類似団体14市の中でも7番目となっております。

以上、長くなりましたが、資料に関する説明となっております。

市長等におきましては平成20年度から15年間、議員にあつては平成10年度から25年間、報酬等を据え置いている状況でございますが、この間、平成29年4月の茅ヶ崎

市の保健所政令市への移行や、令和4年4月の消防広域化による寒川町消防職員を受け入れ、寒川町分の消防機能を担うなど、市の権限を大幅に拡大してきました。昨年7月の当審議会でも、報酬の引き上げについて審議すべきではないかと、委員よりご意見をいただいておりますが、こういった職務内容の拡大、他自治体との均衡、報酬等を据え置いてきた間の物価上昇等の社会経済情勢の変化等を踏まえ、ご審議いただければと思っております。事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水島会長

ただいま現状についての説明がございました。今回の諮問の中で、事務局が想定している給与額の案はお持ちなのでしょうか。

○事務局（職員課 橋村主幹）

今回の審議における事務局案について説明をさせていただきます。

資料の中で説明をさせていただきましたとおり、市長等の給与は平成20年から、議員にあつては平成10年から変更しておりませんが、この間の保健所等の権限拡大や、それも踏まえた他自治体との比較のほか、資料7でお示しをしておりますとおり、消費者物価指数は、この間、平成10年から4.0ポイント、平成20年からは5.5ポイント増加しております。

資料7は年間の指標が出ている令和4年までしか記載しておりませんが、物価上昇の傾向は令和5年も継続しております。直近の公表資料、令和5年9月では、令和2年との比較で106.2ポイントとなっております。平成20年と比較しますと、9.4ポイントも上昇しているような状況になっております。こうした物価上昇を踏まえ、民間の賃金も上昇しており、経団連の取りまとめた2023年春闘の結果、従業員500人以上の団体で3.99%の賃上げ、従業員500人未満の団体でも3%アップしております。また、日本労働組合総連合会、いわゆる連合の公表資料でも、従業員300人以上の団体で3.64%、従業員300人未満の団体でも、3.23%の賃上げとなっております。こうした物価上昇や、それを踏まえた賃金の上昇率等を踏まえまして、3%程度が妥当ではないかと考えております。なお、市長等の特別職にあつては、平成20年の改定時に3%引き下げているため、3%引き上げた場合、結果として平成20年の引き下げ前の水準と同水準、以前の水準に戻るような形となります。事務局案についての説明は以上となります。

○水島会長

ありがとうございます。ただいま、事務局説明がございました。基本的には3%という数字が出て参りましたけれども、こうしたことも踏まえて、またその前段では、保健所

政令市への移行、消防広域化、物価指数のお話もいただきました。こうしたことを踏まえて、委員の皆様のご意見を賜ればと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山本委員

ご説明いただいた中で、私の感じたところでございますけれども、やはり今、世の中、かなり物価上昇率が上がっております、市長と副市長については、特に平成20年の引き下げからずっとそのままという中では、事務局案で出てきました3%の引き上げというのは妥当ではないか感じております。

ただ、特別職というくくりの中で、市長、副市長、病院事業管理者、それから教育長が、全部3%というのは、いかがなものかと思えます。特に病院事業管理者の部分につきましては、つい先日就任されたばかりです。その時に委員の皆さんで病院事業管理者の報酬について審議させていただきました。そこからまだ1年経っていないので、病院事業管理者については、できれば据え置き、1年ちょっと様子を見させていただきたい。それ以外の特別職の方は、もうずっと据えおいてきているところがございますので、病院事業管理者以外の方々を3%引き上げという形でいかがかなと思えますが、皆様いかがでしょうか。

○水島会長

ありがとうございます。病院事業管理者につきましては、今年1月に審議会を開催して、その中で報酬額が決定されたということもございますので、病院事業管理者を除いて、他の特別職については3%の引き上げは妥当ではないかという、山本委員からお話がございました。このご意見を受けて、他の委員の皆さんもご意見があればと思えますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員

意見を申し上げます前に質問をさせてください。議員定数を30人から28人に変えたのがいつだったかを確認させてください。

○水島会長

平成20年に報酬の引き下げがあったが、そのことに関連した質問ということでよろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい。

○事務局（職員課 橋村主幹）

平成22年に、定数30人のところを28人に2議席減らしております。

○水島会長

ということは、平成20年に報酬の引き下げがあり、それから2年経って平成22年に議員定数を減らす条例が制定されたということでしょうか。

○事務局（職員課 橋村主幹）

定数につきましては当審議会の所掌ではないのですが、平成20年の報酬の引き下げの際に、当審議会からの建議の中で付帯意見として、定数についても見直した方がいいのではないかという意見がございました。議会の中でも議論がなされ、平成22年に定数が2議席減ったという経緯となります。

○水島会長

はい、分かりました。鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木委員

ありがとうございます。それを踏まえまして私の意見を申し上げますと、山本委員がおっしゃったとおり、市長、副市長、教育長については、3%引き上げということで全く異存はありません。また、議会についても、金額を見ますと類似団体や県内でも6番ぐらいですので、金額的にはそんなに高くも低くもないと思っていますのですけれども、定数が削減されているということで、実質的な報酬の引き下げが行われたというように思ってもよいと思います。そういう意味では、議員についても、報酬の一定の引き上げについて、私はいいものと思います。

ただ、山本委員がおっしゃるとおり、病院事業管理者の引き上げにつきましては、私も少々疑問がございます。というのは、そもそも病院事業管理者が、一律に市長、副市長、教育長と同類の中で、上げたり下げたりというのが、どうかという疑問を持っています。もともと、病院事業管理者を設置した経緯は、病院の経営をより強固にする。そのような意味があると私は認識しておりますので、その報酬について、もちろん1回目につきましては、市長、副市長等との比較の中で、一つの参考として決めさせていただきましたけれども、今後、それが他の特別職と同じような形で報酬が審議されていくのは少し違うのではないかと私は思っております。そういう意味では、山本委員がおっしゃったように、就任してからの評価が見えていない中で、ここで引き上げるというのは、いささか早すぎるのではないかと思っております。

○水島会長

他にございますか。

○石田委員

事務局から3%引き上げ案が出ましたが、それを検討された時に、3%上げると各資料で、例えば順位は何位になるのか、あるいは4%にしたらどれぐらいなのか、何かシミュレーションのような紙ベースで配付できるものがあれば見せていただきたい。無理であれば、3%だと何位になりますというものを教えていただきたいと思います。

○水島会長

事務局は資料を出せますか。資料が無理ならばある程度口頭でも結構ですから、例えば、今回引き上げると大体いくらになり、それを上乗せさせた場合に、他市の状況で引き上げ、引き下げがない場合には、どのような順位になっていくのかと、こういうご質問だと思います。

○事務局（職員課 橋村主幹）

事務局より説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。3%引き上げた場合、市長は95万8000円となりまして、順位としては7番目。副市長につきましては、78万6000円となり、順位としては6番目。病院事業管理者は93万8000円となり、順位は4番目で変わらず。教育長につきましては、71万3000円で4番目となります。

続いて資料1-2をご覧ください。類似団体との比較となりますと、市長が12番目から10番目。副市長が13番目から10番目。教育長が12番目から9番目となります。

続いて、資料2-1となりますが、議長につきましては、57万7000円になりまして、7番目から一つ順位が上がりまして6番目。副議長におかれましては、49万9000円となり、6番目。議員にありましては、46万7000円となり、6番目で順位は変わりません。

また、類似団体との比較が、資料2-2となります。議長が7番目から6番目。副議長が10番目から9番目。議員におきましては9番目のまま変わらないような状況となっております。3%引き上げますと、それぞれ数万円程度引き上がっていきますので、順位が多少上がる部分も出てきますが、この間、茅ヶ崎市は保健所政令市へ移行したといたところで、一般市と比べても権限が非常に大きく拡大をしておりますので、それを踏まえれば、それほど大きな順位変動ではないというように考えております。説明は以上となります。

○水島会長

石田委員よろしいでしょうか。

○石田委員

資料1-1なのですが、この16市の中だと茅ヶ崎市の人口は4位です。順位は上がったけれども10番目が7番目。先ほど事務局からも説明がありましたけれども、3%引き上げたのは、結局、以前に3%引き下げたので、前の水準に戻るという話がありました。3.5%とか4%にしなかった理由は、何かあるのでしょうか。

○事務局（職員課 橋村主幹）

この3%に対する絶対的な根拠はありませんので、様々な権限拡大や物価上昇であるとか、民間の賃上げ状況などを総合的に判断せざるをえないと考えております。その中でも、市民の納得できる水準となりますと、それほど大きな引き上げはなかなか難しいといったところで、3%といった数字を事務局案として出させていただいたところとなります。

○石田委員

皆さんが3%でよいとのことであれば結構なのですが、事務局から3%上げて、下げる前の水準だったっていうのと、それからちなみに4%で計算すると、市長は96万7200円で4番目ぐらいになります。ですので、もう少し引き上げてよいかなと個人的には思います。

○水島会長

石田委員から3%の根拠についての話がありましたが、事務局も示すのが難しいのだろうと思います。平成20年に3%の削減があったので、今回3%戻して、もともとのゼロになるのではないかと。物価の高騰、あるいは保健所政令市への移行などを考えたら、引き上げについては、3%が4%であってもよいのではないかと、優しいお言葉をいただいたと思うのですが、事務局はいかがですか。

○事務局（職員課 橋村主幹）

事務局としては、引き上げについても、市民の納得が得られる水準という視点が一つございます。民間の賃上げ上昇は、例年に比べますと2023年春闘で引き上がっていますが、いずれも3%台だったというところもありまして、数字としては微妙な差かもしれないのですが、4%という数字のインパクトは、市民の納得が得られる水準となるかというのは難しいと思ひまして、1つ前に引き下げた3%という事務局案を出させていただいた

ところになります。

○水島会長

分かりました。今の質疑をお聞きになって、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

○細田委員

全体的なバランスを見ても、人口1人当たりの負担額にしても、決して引き上げ後の数字が大きいというわけではないので、いろいろ考えても3%がベストなのではないか。受け入れやすい数字だろうと。順位とかそういうのは別にしまして、現実論のもらうお金の価値というように考えた時には、そのように感じます。

市長が年間1600万円ぐらい。一般の企業でいえば部長クラス。役員クラスまでっていない金額です。奉仕をする仕事だとはいえ、金額が多いからステータスだということではないのですけれども、全体的なバランスから見たら、3%が何となく受け入れやすいのかなと、私自身そのように思っています。

○水島会長

他の委員の方で、意見がございましたらお願いします。

○岡本委員

話を聞いていたのですけれども、3%前後は妥当な線だと思います。ただ、先ほどから賃上げ、賃上げと話を聞いているのですけれども、それができるところとできないところがある。果たして、困窮されている世帯の方がいること考えた場合、あくまで市役所サイドの理由だけで、議論がどんどん進んでいるような感じもします。だから、その辺を考慮した答申を持っていかないと、逆に市民からボーダー線が出てきたところに対して、果たして受け入れてもらえるかどうか。その辺のところを私は危惧して聞いておりました。

○水島会長

他にございますか。

○坂蒔委員

先ほど、病院事業管理者の引き上げについて、少し難しい部分があるのではないかとご意見もいただいたところなのですが、確かに一律3%というのは難しい部分も考えられると思いますが、当時、病院事業管理者の給料月額を定める時の審議の中で、市長の給

料や年間支給額等の均衡を重視しながら、という話の中で、要は市長なり副市長なりの給料水準を見ながら、91万円という月額を定めたという結果があったと思います。

市長等がもしこのまま引き上げがあった場合、病院事業管理者の方だけはそのまま当時の給料を決めた際の話となると、若干齟齬が出てきてしまうのではないかという気もいたしました。

○水島会長

ありがとうございました。他にございますか。

○石田委員

病院事業管理者についてなのですが、公営企業法の全部適用になり、経営責任を負うということだと思います。公営企業法の全部適用であって独立行政法人とは違うのですが、10年以上前に、独立行政法人の政策評価・独立行政法人評価委員会というところ、今はもうなくなったのですが、通称、政独委というところに入っていました。そこでは、独法、例えば病院機構のことですが、その院長の給料ではなくて、退職金については業績勘案率という考え方があり、病院経営で非常によくやった人には101～2%とかというように、あるいは在席期間中に不祥事があった時には100%を切るというようなことがありました。病院事業については、なぜ茅ヶ崎市が公営企業法を全部適用したかというところ、茅ヶ崎市立病院が大幅な赤字だった。コロナで少しよくなったと思うのですが、その辺で病院が経営戦略、経営計画を持っていて、その経営計画を達成しているとか達成してないとか、そうしたらこれぐらいにするというのを、市長、副市長との勘案だけではなくて、きちんとしたルールづくりが必要なのでは。経営が上手くいけば引き上げます、駄目でしたら引き下げますというような。

疑問に思いましたのは、資料1-1の小田原市と三浦市ですが、病院事業管理者の給料が市長より多いのですが、これは何か理由があるのか、ご存知でしたら教えていただきたいをお願いします。

○水島会長

これは、前回の審議会の中で、病院長と病院事業管理者が1人の方がやっていらっしゃるという理解でおります。茅ヶ崎市立病院の場合は、病院長がいらっしゃって、病院事業管理者を新たに設置した。その給料体系は病院事業管理者と病院長を分けています。それで91万円という数字を出した記憶があるのですが、そのあたりについて病院事務局はいかがですか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

会長がおっしゃったように、小田原市については1人の方が病院事業管理者と病院長を務めてらっしゃるといことがひとつ。それから病院事業管理者の給料を決める時に、全体的な傾向として見ると、都心部から離れていくと段々と給料が高くなっていくという傾向があるということで、そういった部分も含めて、よい人に来てもらうために、これぐらいの額が必要だということで、小田原市として判断されたのだらうと思っております。

○水島会長

先ほど、岡本委員から、きちんとした説明が必要だ、納得してくれるような説明も必要ではないかというご意見もいただきましたが、概ね3%ぐらいの給料を引き上げていくという話は、概ね委員の中では大きな反対はないのかなと思います。

ただ議論なっているのは、山本委員が言われたように、また鈴木委員からもご指摘があったように、基本的に病院事業管理者は今年の1月に作ったものであり、今の成績等がよく分からない中で、一緒に引き上げていいのかということが、少し議論しなくてはいけない部分なのかなと思います。また、これは私の考えで申し訳ないのですが、私見として聞いてもらいたいのですが、そもそも病院事業管理者は、市長、副市長、教育長と一緒に土俵で議論していくべき性質ではないと少し思いました。分けて考えるというのがひとつ必要ではないかと思いました。ただ、条例の作りからしまして、これはやむを得ない。そういった形で整理をしていかざるを得ない。答申等もそのようにしていかなければならないため、難しい判断になると思います。その辺り、事務局はいかがでしょうか。

もっと極端なことを言ってしまうと、例えば、先ほど言ったように、すごく素晴らしい方を病院事業管理者として4年間経過した後に迎える場合には、この給与では来ていただけないということも当然出てくるだらうと思います。市長の給与と比較をするとかしないとか、そのような次元ではなくなってきました。そういったことも含めて、病院事業管理者について、そういった整理をしていくべきではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○事務局（職員課 橋村主幹）

坂蒔委員からも話がありましたとおり、1月のこの審議会の中で決めた時には、市長の給料額、総額も含めて、そこを目安に設定したところがございます。今回の引き上げ理由につきましては、多分に物価上昇であるとか、社会全体の賃上げの状況等を踏まえて、引き上げるといった要素もあります。病院事業管理者も含めてというように考えておりますが、会長がおっしゃっていただきましたとおり、病院事業管理者については、経営という視点が、少し市長等とは違うといったところがあります。

現状の経営状況をどの程度給与に反映するかといった、石田委員がおっしゃっていたようなルールというのは、現状、存在していませんので、この時点で具体的にこうするといった案までは出せないのですが、基本的には会長がおっしゃっていたとおり、少し給与設定の考え方も異なるところがありますので、答申の中では別で考えていくというのもひとつの選択肢だと考えております。

○水島会長

別に考えていくというのは、そのようなルールづくりを市長にも提言していくという理解ですか。例えば今のお答えですと、今回の審議会の中の給与設定については、病院事業管理者は外して考えるという考えなのですか。

○事務局（島津職員課長）

事務局の説明の中で、今回事務局案として提案させていただいた給料の引き上げの理由につきましても、前回、病院事業管理者の給料を決定する際、市長とのお給料との関係といたったもので決まった経過、それからこの間の物価上昇等に鑑みまして、今回、市長と同じ幅での給料の引き上げを案として出させていただいたところでございます。

先ほどからお話をいただいております、病院事業管理者の成績に応じた給料のあり方というものにつきましても、現状、仕組みがございませんが、それは別途これからの議論の中で、こちらの審議会とは離れてくるかもしれませんが、そういった議論は必要だろうと考えております。

○水島会長

おっしゃるように、業績というのは私もよく分かるのですが、そのための病院事業管理者だろうと思っています。病院の中には病院審議会もあるのでしょうから、その審議会の中で業績がいいとか悪いとかという議論を、議論するのは十分構わないと思うのですが、それを提言書として載せていくという方向性は少し違うと思いますが、その辺はいかがですか。

○山本委員

先程からの病院事業管理者についての話の中で、前回91万円という金額を決めた時に、その金額を決める基準として、最近の世の中の給料の金額と、確か市長と副市長の報酬額の間という基準がひとつあったと思います。ですので、今回、市長と副市長を3%上げて、病院事業管理者を据え置いたとしても、この市長と副市長の間という、もともとその金額を設定したところの考え方はずれていません。実際この金額を決める時には、世間の相場、

要はその給与額だったり物価だったり、そういったものを勘案した中でこの金額が出ています。その点について、今回、病院事業管理者を据え置きすることについて、何の問題もないものと思います。逆に市長・副市長は平成20年の時の金額設定のままというところもあります。その中では、先だって話した議論と据え置きは問題ないと思います。あとは今後のことを考えて、これから病院経営が続いていく中で、病院事業管理者については、もし今後、そういったことが検討できれば、病院としてその病院自体の収支というところを別に考える必要があるのであれば、それをまた別枠で考えることも検討してよいのではないかとということによろしいのではないかと思います。

○水島会長

概ね3%の引き上げというのは、委員の皆様の中でも大半の方が、それはやむを得ないのではないかと、妥当かどうかとまで言い切れませんが、市長、教育長あるいは副市長、議員も含めて、25年据え置いているということもありますから。

今、議論しているのは、病院事業管理者の扱いをどうするかということが出ておりますので、ここに絞って何かご意見があればと思いますが、いかがですか。

○石田委員

山本委員のご提案に賛成で、病院事業管理者については、まだ公営企業法の全部適用になって間もないですし、決めたのもごく最近ということですので、据え置きということによろしいかと思います。先ほど、水島会長から、病院事業管理者の経営責任と特別職の報酬が連動するかしらないかということは、この審議会ではテーマが違うのではないかとのお話がありましたが、実際に病院事業管理者の給料についてここで審議しているわけですから、どういうあり方が適切なのか、他市の事例等も勘案して、調査、検討を願いたい、というようなことを答申の中に入れてもよいかと思います。

○水島会長

その点について、事務局どうですか。

○事務局（島津職員課長）

ただいまのご意見につきましては、これからという部分でもございますので、審議会の意見として、答申に付していただくことはよろしいと考えております。

○水島会長

他にございますか。今の件について。

○鈴木委員

岡本委員からも、市民の理解が得られるのかということがありました。私は一般企業にありますが、新しく社員が入りますと、当然ながら、その者について1年を経過した段階で、昇給させるかどうかという判断をしています。そういう意味では、市民感覚からするならば、4月に始まって、即昇給させて横並びに引き上げするというのは、やはり少し市民感覚からすると違うのではないかというように思います。そういう意味では、据え置きでよろしいのではないかと考えています。

○坂蒔委員

病院事業管理者の給料のお話に関連してなのですが、例えば一般の職員でより頑張った人については、基本給ではなく期末勤勉手当、ボーナスにおいて若干差をつけるという公務員のルールの中にあるというところで、基本給ではなくて、例えば期末手当などについて、別途今後、ルールづくりなどの話があると、また新たな視点でご検討いただければというように思いました。

○水島会長

事務局にお聞きしたいのですけれども、基本的にはそのようなお話が各委員からあり、病院事業管理者については少し待ってはどうかということがご意見としてあるのですが、今回諮問いただいたのは病院事業管理者も含めてということではよろしいですか。

すべての特別職の方の審議をお願いしたいということでこのようなご意見が出ているのですが、これについて事務局では答申をする場合にどういった方法があるのか考えはありますか。諮問書はひとつとしていただいていますので、その辺で条件を付けて答申をすることはできるのでしょうか。

○事務局（職員課 橋村主幹）

答申につきましては、このような形でなければならないというものはございませんので、まさしくこの審議会に出た意見をまとめるのが答申でございます。今の段階ですと、病院事業管理者を除く特別職については3%引き上げが妥当ではないかというところと、病院事業管理者につきましては、設定をしてから間もないといったところ、また今後適切な病院事業管理者の報酬のあり方について研究をしていく必要があるのではないかという意見を付して、それについては据え置きといった形の答申は考えられるというように思います。

○水島会長

はい、分かりました。1年2年で経営の結果を求めるというのは、なかなか難しい面もあると思いますけれども、今年の病院の経営状況は分かっているのでしょうか。

○事務局（小川病院経営企画課長）

皆様がおっしゃるとおり、4月に着任されて、すぐに経営状況に反映するというのはなかなか難しく、またその効果や実績を現時点で把握するのは少し難しいものと考えております。

ただ、上半期の半年間が過ぎまして、速報値となりますけれども、医療収支については昨年と比べて1億円ほど改善しているというところが見えているところでございます。ですので、昨年よりは良くなっていますというところが、上半期の結果となっております。

○水島会長

ありがとうございます。

○事務局（青柳理事兼経営総務部長）

今回は様々のご意見ありがとうございました。委員様のご意見を伺っておりまして、やはり市長も含めた特別職、それから公務員の賃金引き上げということには、非常にいろいろなご意見があると、あらためて感じたところでございます。

病院事業管理者が議論の中心になっておりますが、病院事業管理者も含めて、いわゆる特別職の報酬ということについては、一方で病院事業管理者であればその業績であるというご意見もあり、そのご意見はもっともだと思うところでございます。ただ今回の賃上げについての大きな目的につきましては、やはり国からも、賃上げをして経済を回していくのだ、この疲弊した経済を回復に向かわせていくのだと、その中でやはり賃上げというのが必須だろうというところでは、これがオールジャパンで、どこもかしこも賃上げというようになってくれれば一番よいところではありますが、これには企業の事情もあるので、いずれ上がってくるのだらうと思っています。今回につきましては、病院事業管理者も含めて、やはり経済を回す、物価高に対応するという国の求めに応じて、まず第一にやっていく。民間もなかなか上げにくいところもあるので、そこはやはり公務員、公がしっかり姿勢を示していくというの、必要だろうと私は思っておりまして、それは事務局案の中でご説明をさせていただいているところです。

そういう意味で、病院事業管理者は、確かに全部適用となりまして、企業の成績というご意見はごもっともだと思うのですが、今回に限っては全体的に、賃上げをしていく、一般の行政職員についても、人事院勧告もあって、全員、それぞれ幅はありますが上がって

いくというところからすると、この病院事業管理者だけ上げないというところの理由につきまして、市民への説明には窮するところだと思います。

個別の事情としては、1月に設定した流れだということを、我々も当然認識をしておりますが、今後はやはりオールジャパンとして、民間企業も含めて賃上げをしていくという姿勢を、茅ヶ崎市としてここに示していくという考えで、今回、審議会に諮問をさせていただいたところでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

○水島会長

部長からお話がありましたけども、委員の皆様はいかがでしょう。なかなか難しい課題でございます、部長がおっしゃることもよく分かります。本来ですと市長から諮問の中で病院事業管理者を外した中にご審議いただきたいと言ってほしかったのですが、そういうわけにはいかないようです。これは条例の立て付けがそのようになっているので、なかなかそこだけ外すということになると、答申しにくいと私自身は思っているのですが、その辺はいかがでしょう。

○事務局（青柳理事兼経営総務部長）

会長がおっしゃるように、その条例の立て付けが少し課題かもしれません。先ほど申し上げた市長、副市長、教育長、議員等と、やはり病院事業管理者とでは、最初にご意見があったと思いますが、その業績を評価するという仕組みが必要だということであれば、当然だと思います。その立て付けについては少し課題だろうと認識してございます。色々なご意見を踏まえた中で、条例の立て付けもそうですし、成績を給料に反映するというような仕組みについても、まだ全部適用になって半年くらいしか経っておりませんので、今も病院で計画を立てているという状況の中で、そこは一つの課題として、これから庁内で病院も含めて議論していこうというように思っております。

○水島会長

委員の皆さんはいかがでしょう。

○山本委員

条例の作り方自体のお話もあるのであれば、特別職という枠で3%の引き上げを今回するにしても、やはりこの答申の中では、病院事業管理者については今後の報酬のあり方をきちんと検討すべきだということを必ず入れるべきだと思います。

○水島会長

山本委員からそのようなご意見をいただきましたけれども、いかがでしょうか。

○坂蒔委員

山本委員がおっしゃったように、実際の成績に応じた基本給のあり方というものが、特別職の場合は非常に難しい。どう評価していくのかということで、大変難しい問題です。全国的にどこかの病院がやられたかどうかは分かりませんが、それを数値化・ルール化するというのは、例えば数か月でできるかということ、事務局でもかなり難しい。

ただ、そういった考え方は、病院事業管理者ということで来ていただいています関係もありまして、一つには均衡を保つというものがありますが、もう一つはそのような成績というものも、ぜひ事務局の中で今後十分に練っていただきたいということです。今回は、概ね3%というのは妥当だという答申もあるものと個人的には思っております。

○水島会長

石田委員はいかがですか。

○石田委員

事務局案が全部3%引き上げということでしたら結構ですが、山本委員がおっしゃられたように、病院事業管理者については、今の条例をどのように直すか分かりませんが、きちんと経営責任と連動するような仕組みについて、調査検討が必要ということで付記していただければと思います。

○水島会長

他にございますか。まとめるわけではないのですが、1月にご審議をいただいて、91万円という金額が決定されました。これにつきましては、基本的には審議会で審議され、私どもで答申をして、それに基づいて議会に提案されて、そして議会の中で審議をされて、そして91万円の額が決まりました。基本的には審議会の役割は、その時点で完結したのだらうと思います。その中で、時期が悪いと思っております、決めただけなのに、なぜここで出てくるのかということもありますし、その時の議論の中で、基本的にはやはり病院事業管理者の手腕が分からないから、そのようなことも踏まえて考えていくのが妥当ではないかという意見も当然ありました。そういったことを踏まえて、今回新たに市長から諮問として、特別職全員について、賃上げや社会情勢も見てご議論いただきたいという諮問がございました。その中で事務局の方からも、3%ぐらいの引き上げということが出てまいりました。

諮問に対して、基本的には先ほど山本委員や石田委員もおっしゃっていただきましたし、私の考え方としましては、ここで3%の引き上げというのは、一応審議会として、ご提言を差し上げる。ただし、前回と、今回の議論も踏まえて、同じ土俵で審議していくというのは、少し難しいと感じました。先ほど申しあげましたように、病院事業管理者の報酬が引き上がったら、今度は市長とのバランスが崩れていきます。そうしたことを互いに追いかけていくような形になってよいものだろうかと思います。こういったことが条例上でできるかできないかは別としても、そうしたことをしっかりとルールづくり、こういった場合はこうなのだというルールを事務局でも考えていただいて、市の執行部でも議論をしていただきたい。そういう条件を、しっかりと審議会として付して答申をするということではないかと私は思います。ですので、3%の引き上げということ審議会として了解します。ただ、やはりそうした条件を付していただくということで、ご答申を申し上げたいという方向がいいのかと思っているのですが、皆様いかがでしょうか。

○石田委員

会長がおっしゃるとおりで結構だと思います。

○岡本委員

基本的には3%ってというのは非常に妥当だと、収めどころだと思います。ただ3%上げた場合、特別職、議員を含めて大体毎月どのくらい総額で負担が増えてくるのですか。それと、原資が多分市税などで賄うこととなると思うのですが、市の収入の見積もり、上がっているのか下がっているのか、その辺を含めて判断したいので教えていただけると助かります。

○水島会長

確かに財政状況もあると思います。財政健全化を目指してやってきて、皆さんのご努力をいただいて、財政的にも市はある程度持ち直して、しっかりとした財政ができるようになりましたが、実際にはどうなのかというご意見も当然あってしかるべきですし、その辺の財政状況はいかがでしょうか。今月の市の広報紙にありました。私も少し見たのですが、こうしたところで市の財政状況を見てもなかなか分からないので、今の状況はどうなのと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（職員課 橋村主幹）

すべての特別職について3%引き上げた場合、年間総額になりますが907万円ほど増えることとなります。この影響ですが、907万円という数字だけを見ると、結構大きな

数字というように感じるどころですが、資料4の中で、例えば市税総額に占める特別職の給与もしくは報酬の割合であるとか、市民1人当たりの額もしくは順位といったところをつけさせていただきました。そちらについては、県内16市の中でも非常に下の水準になっておりますので、そういった意味では907万円という数字だけを見ると、非常に高額には見えるのですが、これが上がったとしてもこの順位といったものは大きく変わるものではないので、全体としてはそれほど大きな影響はないのかなというように考えております。

○水島会長

そういうことではありません。これは経常経費としてずっと増えていくわけですから、順位がどうこうではなく、実際に今の財政状況の中で、このまま増えていく。これは当然、一般財源が必要になってくるわけですから、少し厳しい面が出てくるということなのだろうと思います。全体として今の歳入の状況であるとか、財政状況の中で将来的にこれが負担となっていても、その程度は大体賄えるのかということです。例えば、この中では、借金が随分減っているようなことが書いてありますから、借金が減れば、当然、毎年の借金の返済が少なくなってくるわけですから、そのような説明をいただけますか。

○事務局（青柳理事兼経営総務部長）

財政状況につきまして、ここ数年は茅ヶ崎市独自の健全化ということを取り組みまして、またコロナ禍もあったということで、かなり財政状況が改善をしております。市債残高については約80億円減っているというところで言いますと、一時の耐震対策で公共施設等を色々と建て替えたりしてはございましたが、その公債費についても、ちょうど高止まりでありまして、これから大きく伸びることはおそくないだろうというように思っています。

細かな数字まで持ち合わせていないのですが、今年度の予算規模に関しましては、一般会計ですけども、過去最大の予算規模で800億円以上の規模というところで取り組んでおりまして、来年度についても、さらに税収が伸びるという予測もしており、さらに更新するのではないかとこのところでは、詳しい状況は言えないのですけれども、それぐらいの税収も含めて予算規模として見ているというところでございます。市政方針も今までの守りから攻めにしていくと、市長も固い決意がございまして、やはり茅ヶ崎市が活性化するようにとこのところ取り組んでおります。今回、このように報酬が上がったというところで言いますと、金額にすれば、財政的な考えであればそれほど影響がないというように考えているところでございます。

○水島会長

何か他にございますか。よろしいですか。では、まとめに入らせていただくと、基本的には3%の引き上げにつきましては、先ほど申し上げましたけども、概ね全職種について給料の上昇を審議会としては一応理解をする。ただし、一つ付帯を付けさせていただくと、やはり病院事業管理者のあり方というのはまた別だと思うのですが、病院事業管理者の給与の審議にあたっては、やはりしっかりとしたルールづくりが必要である。そうした中で、やはり事務局としても上層部にしても、そうした考えをまとめていただきたい。そういうことを付して、今回の答申を考えていくということで、皆様よろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○水島会長

はい。これは結構難しいと思うのです。分かれていけばよいのですが、例えば条例を病院事業管理者だけひとつ作ってみて、それは別立てで審議していくことができればよろしいと思いますが、やはり市長、教育長、副市長というのは行政を預かっているわけですから、営利目的ということではないと思うのです。ですが、病院事業管理者に求められるのは、やはり営利、病院の経営状況を求められますから、そこと一緒に審議をしていくとなると、我々審議会としても、今まではなかったのよかったです、今後は難しい審議になっていくのかなと思います。今後もあることですし、そういったことを皆様方と事務局も、しっかりとした考えやルールを構築していただきたいということを付して、答申文につきましてはその辺を踏まえて考えていただければと思います。よろしいでしょうか。

○全委員

(異議なし)

○水島会長

今後の予定としては、どのように進んでいくのですか。

○事務局（職員課 橋村主幹）

まず、本日の審議結果を答申書案といった形でまとめさせていただきまして、委員の皆様にご確認をいただこうと考えております。確認をいただく時間は十分にとれないかもしれませんが、皆様に明日以降、こういった形でいかがかという答申の案文をご確認いただければと考えております。

○水島会長

すんなりまとまったわけではございませんので、こうした意見が出たということも踏まえて、今日の議事録はしっかりと残していただきたい。議会の中でもこういった議論が当然なされてくると思いますので、最終決定は、議会に提案をして、そして議決がなされれば、この金額で来年度以降、令和6年4月1日から進んでいくということによろしいでしょうか。このようにまとめさせていただきましたけれども、委員の皆様はいかがでしょう。

○全委員

(異議なし)

○水島会長

至らない司会で申し訳ございませんでしたが、なかなか難しい問題で、私も初めて、こういう経験をしましたけども、このような形でまとめさせていただきました。ありがとうございました。それでは、これで審議会を終了とさせていただきます。委員の皆様、その他のことでご意見はございますか。よろしいですか。

○全委員

(意見なし)

○水島会長

何もないようですが、事務局で何かございますか。

○事務局（島津職員課長）

特にございません。

○水島会長

それでは、それでは、以上で審議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。